

【 文化生活部 】

件 名	映像文化振興事業について
申立概要 【受理 6. 5. 17】	京都文化博物館が所蔵する映画資料について、適切な管理がされているのか。また、京都文化博物館へ寄贈した書籍が開封されずに返送された理由を調査してほしい。
確認事項 【通知 6. 7. 3】	<p>京都文化博物館（以下「博物館」という。）は、公益財団法人京都文化財団により管理運営されており、映画及びその関連資料の管理等については「京都府映像文化振興事業」として、博物館（公益財団法人京都文化財団）に業務委託されているものである。</p> <p>委託事業に係る収蔵資料は、委託契約書の仕様書に基づいて保守管理されており、貴重な映画資料（映画フィルム）については厳重に温度と湿度が管理されたフィルム専用収蔵庫で、その他の映画関連資料についても空調管理された収蔵庫及び資料室において適正に管理されており、当該事業が適切に実施・完了されたことを確認している。</p> <p>また、書籍の寄贈について博物館に事情を聴取したところ、開封せず中身の情報共有もしないまま返送したが、申立人に経緯の説明と謝罪を行い、既に博物館の図書資料として所蔵しているため、文化芸術課として今後の再発防止を図るよう博物館に依頼し、博物館からも再発防止に努めていく旨を確認した。</p>